

伊方行政訴訟を支援する会

「BWR, お前もか」

わが国でも冷却水パイプの破損発見

さる10月23日、東京電力と中部電力は稼働中の東京電力福島第1原子力発電所1号炉と、現在試運転段階の中部電力浜岡原子力発電所1号炉の、原子炉再循環系パイプに、いずれも異状が認められたと発表した。この二つの原子炉は、ともに、米国のジェネラルエレクトリック（GE）社で開発された、沸とう水型原子炉（BWR）である。

ことしの9月、米国原子力委員会は、米国で稼働中のBWR21基に対し、こんご60日以内に運転を停止して、再循環系パイプのヒビ割れの点検を行なうよう命令を出した。それは、同型の原子炉を備えた、ドレスデン2号機、クオッドシティーズ2号機、ミルストン1号機の3基で、相ついでパイプの破損による1次冷却水の漏水が発見されたためである。

すべてが「米国にならえ」のわが国では、科学技術庁と通産省が、同型の原子炉を持つわが国の原子力発電所、すなわち、日本原電の敦賀発電所、東京電力福島原子力発電所1、2および3号炉、中国電力島根原子力発電所1号炉および中部電力浜岡原子力発電所1号炉の計6基について、点検を行なうよう指示していた。それに基づいて、10月はじめ頃から、相ついで点検に入っていたが、福島1

号炉と浜岡1号炉については、すでにその直後に、パイプの減肉や漏水が発見されていた。しかし、その事実を隠して原因究明や対策が講じられていたのである。たまたま、浜岡の周辺住民の間で、「何か被ばく事故があつたらしい」との噂が広まり、これを聞きつけた新聞記者が発電所に乗り込み、点検後約20日もたつて、はじめて異状の事実が発覚したという。あわてた通産省は、福島1号炉にも命じて事態の公表を命じたのである。

これまで、わが国では、もう一つの原子炉の型、すなわち加圧水型（PWR）については、導入第1号である美浜1号炉が、メーカーである米国ウエスチングハウス（WH）社や関西電力、それに通産省や科学技術庁の、やっきの対策や言い訳にもかかわらず、その欠陥ぶりをバクロして、ぶざまな姿をさらし続けてきた。この事態を尻目に、見かけではBWRが好調に運転を続けているようであった。もつとも、事情に通じている人たちの間では、「むしろBWRの方が、やっかいな問題をかゝっているのに」と、話しかかれていたが。そこに発生したのが今回の事態であり、BWRに一の望みをつないでいた原発推進派にとっては、まさに、「BWRお前もか」

との感慨一しほであらうと思われる。

御多分にもれず、行政や電力会社は、やつきとなって、今回の事態が「大したことではない」かのよう口走っている。「アメリカのキズほど大きくなかった」、「とりつけた時からキズがあったのではないか」、「たとえ冷却水が漏れても、原子炉内の水位低下や漏洩放射能は、警報装置で知らされるようになってから問題はない」などなど。よくもまあこれだけ口から出まかせの「説明」が、「むつ」以後でも相変わらず、まかり通るものと感心するほどである。

そもそも、米国で起った事態すら、たしかなことは知らされていないのである。漏水量さえ、毎分500リットルというのから、毎分20リットルまで、報道もまちまちである。クオドシテーズでは、漏水が激しく、ECCS（緊急炉心冷却装置）も働いたという未確認情報もある。パイプ破損の原因も、米国原子力委員会から、「調査中」と発表されているだけで不明なまゝである。わが国では、

「キズ」だとか「ピンホール」だとか、事態をわざと小さく見せかけようとけんめいであるが、パイプの減肉が先行して起る破損であることは、ほぼ確実なようである。減肉の原因として、一次冷却水の水質、とくに溶けている酸素による腐蝕も考えられているとの報道もあり、もしそうなら、パイプや圧力容器にとって共通の、深刻な問題をなげかけたことになる。

事故を起したパイプは、一次冷却水の再循環系の一部である。再循環系とは、一次冷却水を強制的に炉心に送り込むための装置で、これによって炉心の冷却を保っており、BWRにとっては、まさに動脈に相当した大事な部分である。その部分で発生した今回の事故は、不気味な「天の啓示」であり、まさに、背筋が寒くなるような事態である。それを、見かけの現象だけに目を奪われて、「事故以前だから事故の取扱いはいらない」などと、うそぶいている人たちに、危険な原発を委ねるわけにはいかない。（Q）

原発モラトリアムを目指す米国市民会議 市川定夫氏に出席を依頼

10月16付で、伊方訴訟グループの連絡責任者あてに、米国の有名な弁護士、ラルフ・ネーダー氏から、つぎのような招待状が送られてきました。

「私たちは、原子力を阻止するために、市民と専門家の会議を準備しています。このエネルギーに関心を寄せている人の一人としてあなたを、11月15～17日にワシントンで開かれる集会、CRITICAL MASS 74 にご招待します。

この集会の目的は、(1) 核分裂がもたらす、いろいろの危険性とその結果とに焦点を合わせ、(2) 原子力で儲けようとする人たちに、事実そのものや、法律や道徳的な問題で、反対してゆくのに必要な市民の底辺を広げることにあります。情報と経験を交換し合う機会を持つことによって、市民のそれぞれが原子力モラトリアム（停止）を目指す各自の戦略を、具体的に強め合うことでしょう。

参加申し込みカードや、ざつとした会議の

予定などを同封しておきました。私たちは、あなたからの参加の返事をお待ちしています。特に、11月15日の1:30-5:30に開かれる「国際的な原子炉の経験および市民参加」というテーマの討論に参加されることを望んでいます。また、私たちは、共同声明の発表について討論するために、あなたが、技術専門家などの小グループと話し合われることを希望しています。

敬 具

ネーダー氏の手紙に同封されていた会議の予定表によりますと、会議の冒頭に、米国議会の議員を招いた市民公聴会が開かれ、議員に対して、市民の様々な意見や疑問をぶつけことが計画されています。そして11月15日の午後から16日の夕方まで、約15の分科会で、原子力開発のモラトリアムを目指して、原子力の技術的、経済的、社会的諸問題、さらには反対運動の組織化などについて討論が行われることになっています。そして、17日には、参加者同士の自由な交流が予定されています。

同じ内容の手紙が、原水爆禁止日本国民会議にも送られてきていました。伊方訴訟グループと同会議とで話し合った結果、伊方グループのメンバーである、京都大学の市川定夫さん（遺伝学）にお願いして、両組織からの報告を発表し、同時に、米国および他の国々の原発反対運動との交流を深めていただくことにしました。また、参加のための費用の援助も、両組織が協力してあたることを決定し、現在、報告資料の作成やカンパ活動に取り組んでいます。多忙な市川さんに、いろいろご無理をお願いしましたが、この会議の成功は、わが国の原発反対運動にも、大きな影響を与

えることでしょう。なお、米国では、12名の国会議員が、原子力モラトリアム法案を準備し、上下両院合同原子力委員会に検討を求めているとのことです。

国側を激しく追及 東海2号行政訴訟公判

東海2号原発認可取消訴訟第四回公判は、10月17日午後3時から水戸地裁で開かれた。

今公判は、急拠"むつ"問題を中心に、安全審査会の欺瞞性、原子力委員会の無責任さを追求することとなった。

冒頭、弁護団は原告一名の陳述を要求したが、裁判長は"準備書面に書かれているのは"と、原告の陳述を拒否しようとした。これは、これまで三回の公判では見られなかった発言であり、伊方と同様、水戸地裁も被告、国側寄りの訴訟指揮になりはじめていることを示すものであった。だが弁護団から再度強い要求が出され、裁判長も15分に限って陳述を認めた。

政府は何一つ信用できない

陳述にたった黒田原告は、"むつ"の事故をめぐって判明した政府の原子力行政のズサンさに対し、強い怒りを表明した。とくに、安全審査会の無責任ぶりについて、「私たちは、国の権威ある学者によってなされている審査だから当然自らのデータをもって一つ一つの具体的に計算され、その上で安全との答申をしていると考えていた。ところが、今回何一つ詳細なチェックをやっていないことが明らかとなった。最低限されていると思って、いたことさえやっていなかったとなると、も

はや安全審査会とは何なのか全くわからなくなる。政府の言うことは何一つ信用できない。何もやっていないことを認めて、これ以上裁判をしないで済むようはつきりさせよ」と被告に激しく迫った。陳述中、原告席から、公判開始後はじめてのヤジが飛んだ。

このあと、矢田部弁護団長が準備書面を語気を強めて、次のように陳述した。

まず、「最近、"むつ"における放射能漏れ事故をはじめ、原発の第一次冷却管のヒビ割れ事故、美浜原発の蒸気発生器破損事故、GE社の再処理工場の運転放棄などが、相ついで発生している。このことは原告等の主張が全面的に正しいことを証明したものである。被告が答弁書で、電力の必要性をことさら強調したり、原告の求釈明に対し不誠実極まりない応答をする姿勢こそが、これらの事故を続発させることになっているのである。」と断じた。

さらに「とくに"むつ"の事故は極めておそろしい原子力技術の現状と原子力行政のズサンさを白日のもとにさらしたものである」として強行出航の経過を述べ、むつ事故の本質的問題点を言及した。まず、この事故が政府・科技庁のいうような軽度のものでは決してなく、ガンマ線被曝線量だけでも、許容線量の三倍、100%出力時には250倍となること、その上、政府が意識的に公表していない中性子線による被曝線量をひかえ目に計算すると、当時の出力だけでも、年間の被曝線量は許容線量の80～4000倍、100%出力時には8000～400000倍となることを明らかにした。それは、安全審査会が仮定として考慮したとする最大想定事故時の被曝線量をはるかにオーバーする量であり、今

回の事故がいかに重大な意味をもったものであったかを明らかにした。

設置許可処分を取り消せ

矢田部弁護団長は、この論点をふまえ、「これらの事実は、被告が原子力発電に対する認識が欠如していることを物語るものであり、原子力技術がいかに未完成のものであり、安全が実証された炉というにはあまりに未熟なものであるかを証明するものである。明らかになったことは、原子炉の安全確保のため"わが国最高の権威者"をかかえ、その保証のもとに許認可の全権限をもっているはずの被告、原子力委員会の無責任ぶりであり、原子力行政の根本的欠陥であった」と断じた。そして、「とくにこの事故によって安全審査会が実は安全審査をする能力を全くもっていないこと、国が定めている基準内で設計されれば安全が確保されるという架空の安全性を答申しているにすぎないことが明らかとなった。」と安全審査会の責任をきびしく糾弾し、「被告は原告の主張の正当性を全面的に認め、本件原子炉の設置許可処分を取り消すべきである」と迫った。

準備書面の陳述が終るや、原告席から「勝負あった」とのヤジがとび、法廷は一挙に熱気をおびてきた。

つづいて、宮地弁護人が釈明請求に立った。最初、「被告は、原発は既にその地位を確立しているものであるとしているが、むつの事故は地位の不確立を示すものではないか」と述べ、被告の見解をただした。さらに、「米原子力委が一次冷却水の大量もれについて各原発に具体的対策を指示したことをどう考えるか。ドレスデン二号につき、毎分518リ

ットルの一次冷却水が漏れた事故をどう考えるか。わが国ではいかなる具体的対策をしているか。その結果はどうか」と陳述し、この場で回答し得る内容については、答弁してほしいと要求した。

貝のような被告代理人

ところが、被告側は、この要求に対し、"文書で回答する"と述べるだけで、答えられることまで、一切答弁しないとの対応をしてきた。原告は、この被告の態度に強い不満と怒りを示し、口々に、即答を要求、原告等住民にとって極めて重大な事態が起っているのだから、今答えられることは答弁する義務があると主張した。しかし被告は貝のようにおし黙り、一言も口を開かず、下を向いたままであつた。そればかりか、裁判長まで、口答審理の原則を無視し、「書面での回答が正確だ」、「書面を用意することが原則だ」と国側を弁護するありさまであつた。

弁護団、原告は、これに対し強く抗議をした。とくに原告からは次々に異議が出され、それは傍聴席まで広がっていった。裁判長は、ついに「黙れ!」と大声を発し、「勝手に発言をすると退廷させるぞ」と、興奮して叫ぶしまつである。傍聴席からは「裁判長は冷静に」とのヤジがとび、裁判長は、「今、冷静にといったお前こそ冷静にしろ」とやり返すなど、被告の不誠実な対応をめぐって、激しいやりとりが続いた。

しかし、結局、被告側は科技庁の責任ある代理人が在廷しているながら、"私たちの独断では回答できない"と自ら与えられた代理人としての権限さえ放棄し、逃げる一方。原告の極めて単純で簡単な釈明要求にも答えない

まま、最後まで求釈明を陳述させ、公判を終了したのである。次回は12月19日午後2時からときまつた。 (「支援する会」員I)

デタラメ記事を撤回させよう

9月2日の「むつ」の出力上昇試験で、ガンマ線モニターが異常値を示し、毎時0.2ミリレントゲンのガンマ線が検出された。これに対し、朝日ジャーナルでは、「格納容器のところに500時間いて、やっとなレントゲン写真1枚をとる分の放射線にすぎない」などと言っている。これが週刊朝日になると「まるで生娘が何かを失なう時のような騒ぎである」と、いっばしの痴漢気取。

しかし、これが本当に問題のない線量であろうか。これは自然放射能のすでに20倍である。しかもこれは、1.4%出力での話だということに注意しておかねばならない。このまゝ100%出力にすれば年間120レム(公衆に対する法的許容線量の240倍)にもなる。しかも、政府側の発表によつてさえ、ガンマ線より問題なのは中性子だと言っているのだ。しかし、これに関しては、たいした情報はわかっていないが、100%出力では年間10万レムにもなるのである。

さらに、朝日「科学部」は、おせっかいな話だが、「むつ」の事故について今度は後始末を始める。「絶対安全なものはない」ということを逆手にとって、「小さなミスは「開発に宿命の一過程」ということになる。さらに、都会の人も多くの危険を負担しているのだから、いなかも我慢しろと、もう目茶苦茶な論理になつてくる。

こうした、漁民を愚弄した態度は、漁民に

科学なんかわかりっこない、という「科学」部記者の独善に根を持っている。しかし、漁民の反対運動なくして、今回の放射線漏れ事故が正しく問題にされ得ただろうか。

我々はこのような悪らつな記事を、何の疑いもなくのせる朝日新聞に抗議し、以下の三つの記事の即時撤回を要求する。

1. 朝日新聞 9月27日付朝刊
「むつ」の安全性と原子力利用
2. 週刊朝日 10月11日号
ニッポン「原始放射線」の強度
3. 朝日ジャーナル 10月4日号
ぬぐい切れぬ行政への不信

1974年10月19日

全国原子力科学技術者連合

このアピールは、同連合のビラから抜粋したものです。なお、同連合は、同時に、朝日新聞などの不売運動もよびかけています。

里道廃止の異議申立却下

伊方原発の四国電力敷地内にある里道についての、住民の必死の要請にもかかわらず、昨年10月、建設省から国有財産の管理を委託されている愛媛県知事は、住民の共同財産である里道の用途を一方的に廃止し、大蔵省財務局に引き渡すという暴挙を行なった。そして、これを受けた大蔵省は、直ちに、その土地を四国電力に売り渡し、住民の固有の権利を乱暴にふみにじったのである。

この暴挙に、川口寛之氏ら住民代表は、三好弁護士を代理人として、建設および大蔵両大臣に、行政不服審査法にもとづく異議申立

を、昨年11月に提出していた。これに対し、さる10月17日に建設大臣から、そして、10月28日には大蔵大臣から、それぞれ、異議申立を却下するとの裁決書が送られてきた。建設省の却下理由は、(1)里道は法的な道路でないが、公共用の財産であり、特定の個人のための権利ではなく、異議申立人は法的な利益を有する者でなく、(2)里道の代替道は四電がつくっている、というものである。大蔵省の方は、四電への土地の売却は、行政不服審査法の対象となる「処分」ではない、という理由である。予想はされていたものの、あまりにも露骨な、住民無視と四電支持の行政の仕打ちに対し、八西連絡協議会では、処分の取消しを求める行政訴訟も含めた、反撃の方法を討議中である。

＊

会計報告 ('74.10/12~11/8)

<u>収入</u>	
会費	55,600
カンパ	10,000
前月より繰越	176,242
計	241,842
<u>支出</u>	
ニュース代	7,500
為替手数料	695
郵送料	3,085
会場費	4,500
資料費	5,150
土地裁判(控訴審)	
支援費	20,000
傍聴旅費	5,000
計	45,930
<u>繰越金</u>	195,912